

建設業における振動工具取扱作業の管理 -管理者用テキスト- (No.121510)

〈第2改訂2版 令和6年7月31日〉

補足資料

「労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律」が令和7年5月に公布されました。

テキストに掲載している関係法令の条文について、施行日以降の改正条文を補足内容欄に掲載しますので、ご参照ください。

令和7年6月●●日

頁・箇所	初版（令和7年1月24日）	補足内容
112頁 上から11行目	<p>※参考 安衛法第4条</p> <p>労働者は、労働災害を防止するため必要な事項を守るほか、事業者その他の関係者が実施する労働災害の防止に関する措置に協力するよう努めなければならない。</p>	<p>労働者及び労働者以外の者で労働者と同一の場所において仕事の作業に従事するものは、労働災害を防止するため必要な事項を守るほか、事業者その他の関係者が実施する労働災害の防止に関する措置に協力するよう努めなければならない。</p> <p>令和8年4月1日から施行</p>